

名寄帳請求の際の

「本人確認」にご協力ください。

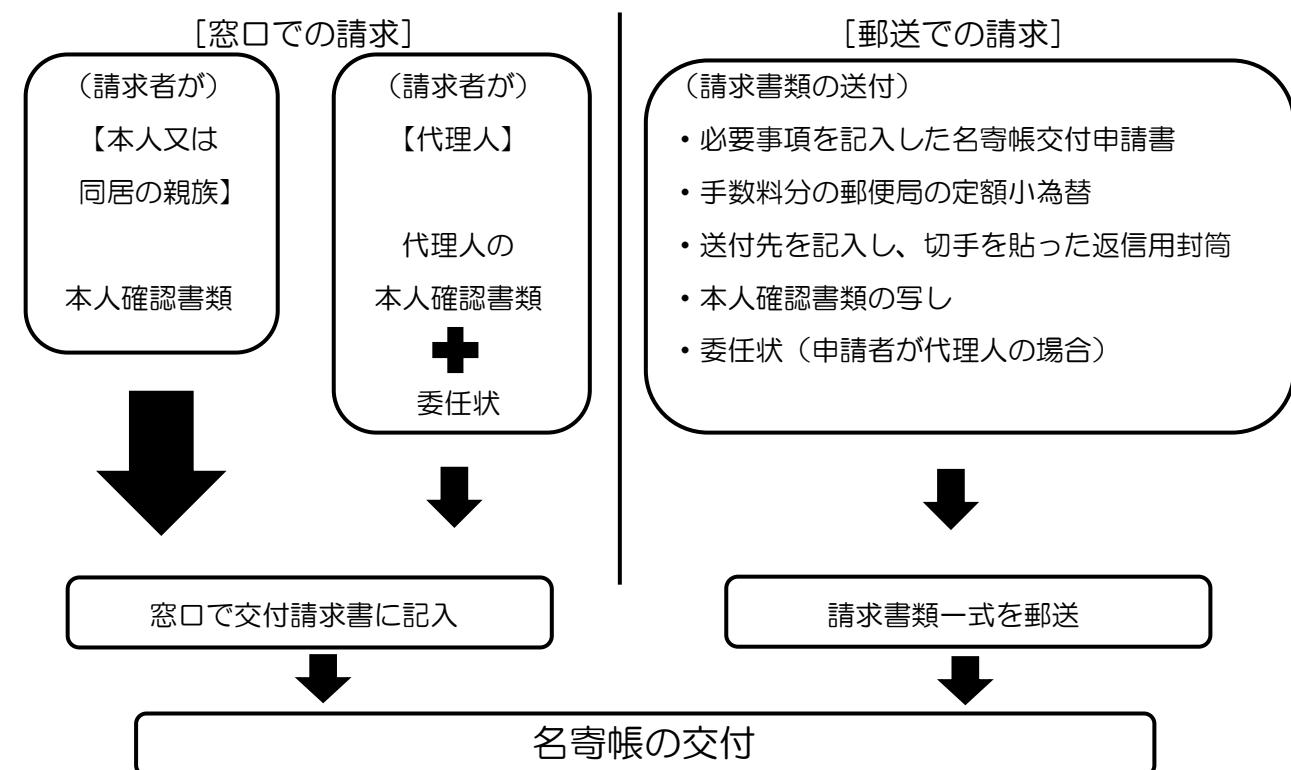
～「運転免許証」などの本人確認書類が必要です。～

日立市では、第三者からの虚偽の申請、又は不正な利用を防止するため、名寄帳請求の際には、運転免許証などの本人確認書類（裏面に一覧表があります）の提示により、請求者本人（又は請求者本人より委任を受けた代理人）であることを確認しています。

＜注意点＞

- ※ 代理人が請求される際には、委任状または代理人選任届が必要です。委任状の記載例については裏面をご覧ください。
- ※ 法人の請求に関しては、法人の本人確認書類は不要ですが、名寄帳交付申請書に法人代表者印の押印が必要です。（代理人が請求する場合には、代理人の本人確認書類と法人代表者印の押印がある委任状が必要です。）
- ※ 郵送での請求の場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
- ※ 申請書類に不備がある場合、名寄帳は交付できません。

＜名寄帳交付の流れ＞



<本人確認書類一覧>

① 一枚の提示で足りるもの

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）、マイナンバーカード（通知カードは不可）、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する検定合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、写真付き公務員の身分証明書、在留カード、特別永住者証明書又はこれらと同等のもの

② 二枚の提示が必要なもの（Aのみ二枚又はAとBによる組合せ）

A ※健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、住民基本台帳カード（写真なし）、精神障害者福祉手帳（写真なし）、各種年金証書（手帳）、恩給証書、敬老手帳、生活保護受給者証、各種医療証、交付申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、その他市区町村長がこれらに準ずるものとして適切と認める書類（官公署が発行するもの）、納税通知書、納入通知書又はこれらと同等のもの



B 学生証、法人（国若しくは地方公共団体を除く）が発行した身分証明書、国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付き資格証明書、その他市区町村長がこれらに準ずるものとして適切と認める書類（民間が発行するもの）、クレジットカード、預金通帳または銀行カード、診察券、民間会社の身分証明書、弁護士会会員証、司法書士会会員証、行政書士会会員証、税理士証票、又はこれらと同等のもの

※ 郵送請求の場合は、被保険者等記号・番号にマスキングをお願いします。-----

<委任状の記載例>

委 任 状	
住 所	
氏 名	
生年月日	
私は、上記の者に、下記に関する権限を委任します。	
記	
名寄帳の申請及び受領の件	
令和 年 月 日	
委任者	
住 所	
氏 名	印

送付先
〒317-8601
茨城県日立市助川町1-1-1
日立市役所 資産税課

